

# 第30期 定時株主総会招集ご通知

## 日 時

---

2021年5月28日（金曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

## 場 所

---

札幌市中央区北四条西四丁目  
札幌国際ビル8階 A会議室

## 目 次

第30期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
[添付書類]	
事業報告	3
計算書類	18
監査報告	27

2021年5月13日

株 主 各 位

札幌市中央区北四条西四丁目1番地

**フュージョン株式会社**

代表取締役社長 佐々木 卓 也

### 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 札幌市中央区北四条西四丁目  
札幌国際ビル 8階 A会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
    報告事項 第30期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
    決議事項 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.fusion.co.jp/>）に掲載させていただきます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されていますが、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

## 株主総会参考書類

### 議 案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき新たに清明監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が清明監査法人を候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての品質管理体制、専門性、独立性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

(2021年2月現在)

|        |      |                  |     |
|--------|------|------------------|-----|
| 名      | 称    | 清明監査法人           |     |
| 主たる事務所 | の所在地 | 東京都町田市能ヶ谷一丁目5番8号 |     |
| 沿      | 革    | 1990年7月設立        |     |
| 概      | 要    | 構成人員 社員          | 10名 |
|        |      | 職員（公認会計士）        | 25名 |
|        |      | 職員（公認会計士試験合格者）   | 4名  |
|        |      | 職員（監査補助職員）       | 9名  |
|        |      | 職員（その他の事務員）      | 6名  |
|        |      | 合計               | 54名 |

以上

(添付書類)

## 事業報告

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により依然として厳しい状況にあり、段階的な経済活動の再開により持ち直しの動きが見られたものの、先行きは依然として不透明な状況が継続しております。

政府が発表している未来投資戦略2018は、「Society 5.0 (ソサエティ5.0)」「データ駆動型社会」の実現に向けて具体策が提示されており、人間中心の快適な社会のあり方として「必要なモノやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供」されるスマートな消費の姿が提唱されております。

この考え方は、まさしく「戦略と戦術の両方をサポートし、企業と生活者との距離を縮めるトップダイレクトマーケティングエージェンシーの実現」を経営理念とする当社の事業ドメインと合致するところでもあります。実際にクライアント企業の業種や規模を問わず販売履歴データ等の利活用のニーズは増加しており、データ分析に基づくダイレクトマーケティングの市場は成長を続けるものと予想されます。

こうした環境の中、2020年3月6日に日本郵便株式会社主催の全日本DM大賞において、当社は念願のグランプリを受賞し、様々な業界の企業から、緻密な消費者コミュニケーションを実施したいという引き合いが増加していました。2020年2月に新型コロナウイルス感染症の猛威が顕在化した後も、第1四半期累計期間中は、それ以前からの仕掛案件が多数あり、好調に推移いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大と事態の長期化に伴い、当社の主たるクライアント企業である流通小売業界が、来店を誘引するための大型の販売促進活動を自粛することとなったため、当社においてもそのための営業・提案活動の自粛を余儀なくされました。特に、新規クライアント企業の獲得及び受注が想定通りに進まず、第2四半期会計期間以降の売上高に大きく影響いたしました。

ただ、一方でECサイトなど非対面の営業チャネルでの販売促進活動は好調で、店舗での販売機会の低減分を代替する様な取り組みが加速しており、また、BtoB企業においても非対面チャネルを通じた新規顧客開拓や案件創出のための仕組みの構築、実行支援のニーズが高まってきており、実際にこれらが受注に繋がっております。既存クライアント企業については、緊急事態宣言の解除後以降、自粛していた販売促進施策の再開により受注が堅調に推移しております。

中長期的な目線に立つと、コロナ禍によりデータ活用投資が必須であるという認識が一層高まり、アンダー/アフターコロナにおいてデータ活用投資が必ず増大するものと考えられるため、これらの需要を取り込むための優秀な人材の採用・育成を継続的に推進してまいります。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,242,218千円（前事業年度比6.2%減）、営業利益は927千円（同97.3%減）、経常損失は387千円（前事業年度は経常利益32,918千円）、当期純利益は2,763千円（同81.5%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中における重要な設備投資はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は、金融機関より長期借入金として150,000千円の資金調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第27期<br>2018年2月期 | 第28期<br>2019年2月期 | 第29期<br>2020年2月期 | 第30期<br>当事業年度<br>2021年2月期 |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (千円)                         | 1,203,875        | 1,200,862        | 1,324,830        | 1,242,218                 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                | 62,138           | 1,064            | 32,918           | △387                      |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)              | 41,519           | △228,840         | 14,904           | 2,763                     |
| 1株当たり当期純利益又は1株<br>当たり当期純損失 (△) (円) | 57.67            | △317.83          | 20.70            | 3.84                      |
| 総 資 産 (千円)                         | 737,110          | 577,962          | 629,711          | 628,945                   |
| 純 資 産 (千円)                         | 456,118          | 225,838          | 242,834          | 247,583                   |
| 1株当たり純資産額 (円)                      | 633.50           | 313.66           | 337.27           | 343.87                    |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 自社サービスの強化及び新業界開拓

当社の得意業界である小売・メーカー・通販業界の既存クライアント企業との取引拡大及び新規クライアント企業獲得のためには、顧客行動データ分析に基づき実施するマーケティング活動である「顧客マーケティング」に関するトータル支援を提供する必要があります。

このため、データ駆動型社会におけるマーケティング支援ニーズに適応し、既存クライアント企業へのクロスセル商材、新規クライアント企業へのソリューションなどを充実させ、提供価値拡大を図ってまいります。

また、当社がさらなる事業拡大を図るためには、既存サービスとシナジー効果のある新業界へ進出することが必要であると考えております。

このため、顧客行動マーケティングの自社ナレッジを新業界に転用し、コストベネフィットを意識したうえで、新業界進出への投資活動を積極的に展開してまいります。

## ② プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大及び長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しております。このような状況のもと、各プロジェクトごとの進捗状況や作業工数を正確にリアルタイムで把握できるシステムを既に導入しておりますが、今後はより一層工程管理を強化し、コスト削減、業務効率化に取り組んでまいります。

## ③ 情報管理体制の強化

当社は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC 27001：2013」（ISMS）及び日本国内規格である「JIS Q 27001：2014」の認証を取得しており、また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しております。機密情報（個人情報等を含む）について、従来より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

## ④ 人材の確保と育成

当社は、今後の規模の拡大及び成長のためには、優秀な人材の確保と継続的な人材育成が経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、積極的な人材採用活動とともに、従業員の能力向上のための研修を実施していく等、人材の育成に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

| 事業          | 主要な商品又は役務                               |
|-------------|-----------------------------------------|
| マーケティング支援分野 | コンサルティング、アナリティクス、クリエイティブ、テクノロジー、オペレーション |
| サービス支援分野    | POSデータ開示、EC運用                           |
| 教育支援分野      | eラーニングサービス、セミナー                         |

**(6) 主要な事業所** (2021年2月28日現在)

| 名 称         | 所 在 地                               |
|-------------|-------------------------------------|
| 本 社         | 札幌市中央区北四条西四丁目1番地                    |
| 東 京 オ フ ィ ス | 東京都千代田区麴町2丁目4番 麴町鶴屋八幡ビル7F           |
| 福 岡 オ フ ィ ス | 福岡市博多区博多駅前4丁目13-16 パークアベニュー22 1005号 |

**(7) 使用人の状況** (2021年2月28日現在)

| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 63 (5) 名 | 2名増 (1名減) | 38.0歳   | 5.1年        |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー等) は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2021年2月28日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 残 高 (千円) |
|-----------------------|--------------|
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行       | 73,272       |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行     | 71,440       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 43,336       |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 29,175       |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 720,000株  
 (3) 株主数 336名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------------|---------|-------------|
| 花 井 秀 勝                 | 176,200 | 24.47       |
| 花 井 優 樹                 | 109,000 | 15.14       |
| プ ロ グ レ ス (株)           | 80,000  | 11.11       |
| 佐 ヶ 木 卓 也               | 65,800  | 9.14        |
| 花 井 智 子                 | 40,000  | 5.56        |
| (株) S B I 証 券           | 39,700  | 5.51        |
| 重 村 尚 史                 | 36,000  | 5.00        |
| フ ュ ー ジ ョ ン 従 業 員 持 株 会 | 14,700  | 2.04        |
| 花 井 由 香                 | 12,000  | 1.67        |
| 安 田 真                   | 8,000   | 1.11        |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                                                                           |                            |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
|                        |                   | 第1回新株予約権                                                                                  |                            |
| 発行決議日                  |                   | 2019年4月5日                                                                                 |                            |
| 新株予約権の数                |                   | 54個                                                                                       |                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式                                                                                      | 5,400株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                       |                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり98,000円<br>(1株当たり980円)                                                          |                            |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年4月23日から2026年4月22日まで                                                                  |                            |
| 行使の条件                  |                   | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。 |                            |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                                                                                   | 44個                        |
|                        |                   | 目的となる株式数                                                                                  | 4,400株                     |
|                        |                   | 保有者数                                                                                      | 3名                         |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数                                                                                   | 10個                        |
|                        |                   | 目的となる株式数                                                                                  | 1,000株                     |
|                        |                   | 保有者数                                                                                      | 1名                         |

(注) 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前の使用人として在籍中に付与されたものであります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 花 井 秀 勝   |                                                                                             |
| 代表取締役社長   | 佐 々 木 卓 也 |                                                                                             |
| 専務取締役     | 安 田 真     | 管理部門担当                                                                                      |
| 取 締 役     | 木 村 達 夫   | 営業部門担当                                                                                      |
| 取 締 役     | 川 村 秀 憲   | 北海道大学大学院情報科学研究科教授<br>株式会社調和技研社外取締役<br>株式会社Aill社外取締役                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 岡 島 敬     |                                                                                             |
| 監 査 役     | 吉 田 周 史   | 吉田周史公認会計士事務所所長<br>株式会社CEホールディングス取締役<br>監査等委員<br>北雄ラッキー株式会社社外取締役                             |
| 監 査 役     | 長 谷 川 正 和 | 長谷川正和税理士事務所所長<br>株式会社オペレーション代表取締役<br>株式会社イノベーション取締役監査等<br>委員<br>株式会社ハピネス・アンド・ディ取締役<br>監査等委員 |

- (注) 1. 取締役川村秀憲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田周史氏及び監査役長谷川正和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉田周史氏は公認会計士の資格を有し、また、監査役長谷川正和氏は税理士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分             | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|-----------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 53,400千円<br>(1,800千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 8,400千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計 (うち社外役員)    | 8名<br>(3名) | 61,800千円<br>(5,400千円) |

- (注) 1. 取締役の定額報酬の限度額は2016年8月8日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2013年11月25日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役川村秀憲氏は、北海道大学大学院情報科学研究科教授、株式会社調和技研社外取締役及び株式会社Aill社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役吉田周史氏は、吉田周史公認会計士事務所所長、株式会社C Eホールディングス取締役監査等委員及び北雄ラッキー株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション取締役監査等委員及び株式会社ハピネス・アンド・ディ取締役監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|            | 主な活動状況                                                                                            |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 川村 秀憲  | 当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。主に北海道大学大学院教授としての見地から、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議、適宜助言、提言を行っております。 |
| 監査役 吉田 周史  | 当事業年度に開催された取締役会23回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。                              |
| 監査役 長谷川 正和 | 当事業年度に開催された取締役会23回、監査役会13回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。                                |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 11,400千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,400千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、取締役及び使用人が採るべき行動の規範を示した「コンプライアンスに関する方針」を制定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

#### 【運用状況】

- ・「コンプライアンスに関する方針」は常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内通知するとともに、当社ホームページを通して社外発信している。

- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

#### 【運用状況】

- ・取締役会での報告事項として、最低でも3ヶ月に1回以上各取締役が業務執行状況を報告するとともに、これにより他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督している。

- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

#### 【運用状況】

- ・常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っている。取締役の職務執行については、「監査役監査基準」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めている。

- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

#### 【運用状況】

- ・全従業員が「反社会的勢力対策規程」に従い、自主的に積極的に行動ができるように「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社内教育研修を行うことにより周知徹底を図っている。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款、社内規程等に基づき保存及び管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### 【運用状況】

- ・取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報（文書又は電磁的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っている。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内外の多様なリスクに対しリスク管理規程等の必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報管理、災害対応などについてはそれぞれ規程、マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。

### 【運用状況】

- ・有事の危機管理において、リスク第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築することができるように規程、マニュアル等の整備を随時行うとともに、従業員への周知徹底を図っている。
  - ・情報セキュリティ強化のため、ネットワークの社内網整備や情報保存媒体の使用制限を設けるなど、情報漏洩リスクの軽減に努めている。
- ② 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

### 【運用状況】

- ・内部監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施している。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

### 【運用状況】

- ・当事業年度には、定例取締役会を月1回の計12回開催している。

- ② 取締役、監査役、執行役員及び部長が出席する経営会議を月1回開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

**【運用状況】**

・当事業年度には、経営会議を月1回の計12回開催している。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程及びその他の規程により、業務分担、職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

**【運用状況】**

・上記の社内規程に基づいて、グループ長、部長及びマネージャーが意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っている。

- ④ 中期経営計画及び年度予算を策定し、その達成に向けて月次で予算管理を行うほか、主要な営業情報については、週次で進捗管理を行う。

**【運用状況】**

・月次、四半期及び年度の予算の達成状況は、内容に応じて、経営会議及び取締役会に付議又は報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っている。

・主要な営業情報は、週次で作成する営業週報により進捗管理を行っている。

**(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社には、現在子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はない。

**【運用状況】**

・上記のとおり、当社には現在子会社は存在しないため、該当事項はない。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役は監査の実効性を確保するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。

**【運用状況】**

・現在当該使用人は配置されていない。

- ② 監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する使用人はその要請に関して取締役の指揮命令を受けない。

**【運用状況】**

・現在当該使用人は配置されていない。



### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

#### 【運用状況】

- ・現在当該使用人は配置されていない。

### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

#### 【運用状況】

- ・監査役が取締役会及び経営会議等に参加することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部監査室の内部監査担当と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施している。
- ② 当社には、現在子会社は存在しないため、当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制はない。

#### 【運用状況】

- ・上記のとおり、当社には現在子会社は存在しないため、該当事項はない。
- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか重要な会議に参加し、報告を受けることができる。

#### 【運用状況】

- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に参加し、報告を受けるとともに監査役の立場から積極的に発言をしている。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

#### 【運用状況】

- ・通報者保護を「公益通報者保護規程」に規定し、適切に運用している。
- ・上記規程は常に社内にて閲覧できる状態にある。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

**【運用状況】**

- ・必要に応じて費用の前払を行うなど、監査役の請求に従い会社法の定めに基づき適切に対応している。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

**【運用状況】**

- ・監査役は、定期的に代表取締役との間で意見交換の会合を実施している。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っている。

- ② 監査役は、取締役会、経営会議のほか必要に応じて重要な会議に出席する機会を確保する。

**【運用状況】**

- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしている。

- ③ 監査役は、内部監査担当者、外部監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

**【運用状況】**

- ・監査役は、定期的に内部監査担当者、外部監査人との間で情報及び意見交換等の会合を実施し、緊密に連携を図っている。

## 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>484,584</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>201,649</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 211,376        | 買 掛 金                | 80,415         |
| 受 取 手 形                | 9,883          | 1年内返済予定の長期借入金        | 62,629         |
| 売 掛 金                  | 219,375        | リ ー ス 債 務            | 696            |
| 仕 掛 品                  | 14,130         | 未 払 金                | 17,821         |
| 前 払 費 用                | 17,575         | 未 払 費 用              | 866            |
| 未 収 還 付 法 人 税 等        | 8,799          | 未 払 法 人 税 等          | 574            |
| そ の 他                  | 3,443          | 未 払 消 費 税 等          | 16,279         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>144,361</b> | 前 受 金                | 6,465          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>70,221</b>  | 預 り 金                | 11,202         |
| 建 物                    | 53,758         | 受 注 損 失 引 当 金        | 4,682          |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 13,932         | そ の 他                | 16             |
| リ ー ス 資 産              | 2,529          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>179,713</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>25,810</b>  | 長 期 借 入 金            | 154,594        |
| 商 標 権                  | 190            | リ ー ス 債 務            | 2,176          |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 25,619         | 繰 延 税 金 負 債          | 5,223          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>48,330</b>  | 資 産 除 去 債 務          | 17,719         |
| 投 資 有 価 証 券            | 25,590         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>381,362</b> |
| そ の 他                  | 22,740         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>628,945</b> | <b>株 主 資 本</b>       | <b>243,505</b> |
|                        |                | 資 本 金                | 212,928        |
|                        |                | 資 本 剰 余 金            | 62,928         |
|                        |                | 資 本 準 備 金            | 62,928         |
|                        |                | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△32,350</b> |
|                        |                | 利 益 準 備 金            | 390            |
|                        |                | そ の 他 利 益 剰 余 金      | △32,740        |
|                        |                | 繰 越 利 益 剰 余 金        | △32,740        |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>4,077</b>   |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>247,583</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>628,945</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2020年 3 月 1 日から  
2021年 2 月28日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,242,218 |
| 売上原価         | 796,817   |
| 売上総利益        | 445,400   |
| 販売費及び一般管理費   | 444,473   |
| 営業利益         | 927       |
| 営業外収益        |           |
| 受取手数料        | 562       |
| 保険解約返戻金      | 210       |
| 受取保険金        | 1,848     |
| その他          | 126       |
| 合計           | 2,747     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 1,216     |
| 減価償却費        | 969       |
| 寄付金          | 196       |
| 支払手数料        | 1,680     |
| 合計           | 4,062     |
| 経常損失         | 387       |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 5,404     |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 749       |
| 税引前当期純利益     | 4,267     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,148     |
| 法人税等調整額      | 356       |
| 当期純利益        | 2,763     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年 3 月 1 日から )  
( 2021年 2 月28日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |               |           |                             |               |                | 新株予約<br>権 | 純資産合<br>計 |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------------------|---------------|----------------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                             |               | 株 主 資 本<br>合 計 |           |           |
|                             |         | 資本準備<br>金 | 資本剰余<br>金 合 計 | 利益準備<br>金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余<br>金 合 計 |                |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | 212,928 | 62,928    | 62,928        | 390       | △35,503                     | △35,113       | 240,742        | 2,091     | 242,834   |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |               |           |                             |               |                |           |           |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |               |           | 2,763                       | 2,763         | 2,763          |           | 2,763     |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) |         |           |               |           |                             |               |                | 1,985     | 1,985     |
| 当期変動額合計                     | －       | －         | －             | －         | 2,763                       | 2,763         | 2,763          | 1,985     | 4,748     |
| 当 期 末 残 高                   | 212,928 | 62,928    | 62,928        | 390       | △32,740                     | △32,350       | 243,505        | 4,077     | 247,583   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
    その他有価証券  
    ・時価のないもの…移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
    ・仕掛品…個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
    なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
    建物                            8～24年  
    工具、器具及び備品          2～10年
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
    なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。
  - ③ リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
    売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当事業年度においては、貸倒実績はなく、また、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
  - ② 受注損失引当金  
    受注契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積り可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
    消費税等の会計処理  
    消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の拡大による会計上の見積りにについて）

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、当社が営む事業において、足元の業績に影響が生じております。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大については、その収束時期等を正確に予測することが困難な状況ではありますが、翌事業年度前半までは一定の影響が継続するとの仮定のもと、現時点では、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の急拡大や長期化するなど上記仮定に変化が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 86,171千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 720,000            | －                  | －                  | 720,000           |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 繰延税金資産          |                  |
| 未払賞与            | 410千円            |
| 未払費用            | 166千円            |
| 減価償却費           | 694千円            |
| 税務上の繰延資産        | 754千円            |
| 資産除去債務          | 5,388千円          |
| 前払費用            | 1,748千円          |
| 前受金             | 1,171千円          |
| 繰越欠損金           | 67,802千円         |
| 受注損失引当金         | 1,423千円          |
| その他             | 319千円            |
| 繰延税金資産小計        | <u>79,881千円</u>  |
| 評価性引当額          | <u>△79,881千円</u> |
| 繰延税金資産合計        | －千円              |
| 繰延税金負債          |                  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △4,497千円         |
| 未収事業税           | △466千円           |
| その他             | △259千円           |
| 繰延税金負債合計        | <u>△5,223千円</u>  |
| 繰延税金負債の純額       | <u>△5,223千円</u>  |



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に対する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

##### i. 資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金の大部分が要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

##### ii. 負債

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

##### iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### ⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日における営業債権のうち63.2%が大口顧客5社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|             | 貸借対照表計上額（千円） | 時 価（千円） | 差 額（千円） |
|-------------|--------------|---------|---------|
| ① 現金及び預金    | 211,376      | 211,376 | －       |
| ② 売掛金       | 219,375      | 219,375 | －       |
| 資産計         | 430,752      | 430,752 | －       |
| ① 買掛金       | 80,415       | 80,415  | －       |
| ② 長期借入金（※1） | 217,223      | 220,761 | 3,538   |
| 負債計         | 297,638      | 301,176 | 3,538   |

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

（資産）

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

① 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 25,590       |

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内(千円) | 1年超5年以内(千円) | 5年超10年以内(千円) | 10年超(千円) |
|--------|----------|-------------|--------------|----------|
| 現金及び預金 | 211,376  | —           | —            | —        |
| 売掛金    | 219,375  | —           | —            | —        |
| 合計     | 430,752  | —           | —            | —        |

## 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 62,629       | 60,168              | 54,734              | 30,084              | 9,608               | —           |
| 合計    | 62,629       | 60,168              | 54,734              | 30,084              | 9,608               | —           |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額           | 343円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額        | 3円84銭   |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 3円83銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月22日

フュージョン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡昌樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本雄一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フュージョン株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月23日

フュージョン株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 島 敬 ⑩

社外監査役 吉 田 周 史 ⑩

社外監査役 長谷川 正 和 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北四条西四丁目  
札幌国際ビル 8階 A会議室

